

3つのプランからお選びいただけます。

入院給付金(①②③)の補償開始について

入院期間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	30日目
入院4日目から補償プランA	補償しません		4日目から補償開始!!			
入院2日目から補償プランB	補償しません	2日目から補償開始!!				
入院2日目から補償プランC	補償しません	2日目から補償開始!!				

* ご加入に際して健康診断や、医師の診察は必要ありません。

補償内容	補償項目	入所・生活介護の方におすすめ		就労*者の方におすすめ	
		ご加入年齢 0歳～	ご加入年齢 0歳～64歳☆	ご加入年齢 0歳～	ご加入年齢 0歳～
入院給付金 (既往症、てんかん発作などによる入院も対象となります。) 被保険者が病気やケガの治療(治療のための検査を含む。)により、補償期間中に開始した入院が補償の対象となります。 (ご注意) ・①付添介護保険金は被保険者の年齢や心身の状態等により必要となる付添または介助が補償の対象となります。お見舞い等は対象となりません。 ・②差額ベッド費用は、本人のみ対象となります。付添ご家族のベッド代は対象外となります。 ・④入院一時金は、①付添介護保険金、②差額ベッド費用、③入院諸費用のいずれかの支払日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。 ・④入院一時金の単独でのご請求はできません。	①付添介護保険金 病気 ケガ 3時間以上の付添介護を受けた日1日につき	8,000円	8,000円	—	—
	②差額ベッド費用 病気 ケガ 差額ベッド代が生じた日1日につき	3,000円	3,000円	—	—
	③入院諸費用 病気 ケガ 入院1日につき	1,000円	1,000円	4,000円	—
	④入院一時金 病気 ケガ 1入院につき	5,000円	6,000円	—	—
ケガの補償 ■被保険者が補償期間中にケガを被った場合が補償の対象となります。 ■入院保険金・通院保険金ともに1日目から対象となります。 ■地震、噴火またはこれらによる津波によりケガを被った場合も対象となります。 (地震・噴火・津波危険補償セット) (ご注意) ・急激性のない自傷行為は補償の対象となりません。 ・てんかんを含む脳疾患や疾病・心神喪失によって生じたケガは補償の対象となりません。 ・⑦入院保険金は「入院給付金」①②③④とは別にお支払いします。 ・死亡保険金の受取人は法定相続人となります。	⑤死亡保険金 ケガ 100,000円	100,000円	100,000円	500,000円	—
	⑥後遺障害保険金 ケガ 後遺障害の程度に応じて	4,000～100,000円	4,000～100,000円	20,000～500,000円	—
	⑦入院保険金 ケガ 入院1日につき (180日限度)	3,000円	5,000円	5,000円	—
	⑧通院保険金 ケガ 通院1日につき (90日限度)	2,000円	3,000円	3,000円	—
	⑨手術保険金 ケガ 1事故につき1回	30,000円(入院中) 15,000円(入院中以外)	50,000円(入院中) 25,000円(入院中以外)	50,000円(入院中) 25,000円(入院中以外)	—
	⑩個人賠償責任補償 ケガ 1事故あたり支払限度額	1億円	3億円	3億円	—
弁護士費用等補償 補償期間中に発生した「被害事故」に対して、弁護士、司法書士、行政書士への相談費用や損害賠償請求費用をお支払します。また、補償期間中に被保険者が逮捕・勾留された場合の「弁護士接見費用」をお支払いします。 (ご注意) 購入した物品が10万円以下の場合(消費者被害)や、初年度の加入日から180日以内に発生した虐待等、補償の対象とならない場合がありますので、詳しくは補償概要をご確認ください。	⑪損害賠償請求費用 ケガ 1事故あたり支払限度額	—	200万円	200万円	—
	⑫法律相談費用 ケガ 1事故あたり支払限度額 (1回1万円限度)	—	5万円	5万円	—
	⑬弁護士接見費用 ケガ 1事故あたり支払限度額	—	1万円	1万円	—
職業従事中事故対応費用補償 職業従事中(職業または職務に従事している間もしくは職業訓練を受けている間、通勤途上は除く。)に被保険者の行為に起因する偶然な事故により他人への身体の障害、財物の損壊が発生した場合に、引受保険会社の同意を得て被保険者が負担した費用をお支払いします。施設等の管理責任や個人の賠償責任の有無に関係なくお支払いします。	⑭被害者見舞・治療等費用 ケガ (ア)見舞金、見舞品購入費用 被害者死亡の場合…10万円限度 被害者入院の場合…2万円限度 (イ)被害者の医療処置、入院費用等 (ウ)葬祭費用	—	—	10万円限度 自己負担額(3,000円)	—
	⑮損壊財物復旧費用 ケガ	—	—	—	—
病気で死亡したときの補償 被保険者が補償期間中に病気により死亡し、補償期間中または補償期間の終了日から60日以内に葬儀が行われた場合に、親族等が実際に負担した葬祭費用が補償の対象となります。	⑯疾病葬祭費用保険金 病気 支払限度額	100,000円	100,000円	—	—
	掛金(1年間)	19,500円	25,200円	22,000円	—

※1施設職員が業務中に施設利用者から被害を受けた場合は、通常政府労災保険の適用となります。「被保険者」(補償概要をご参照ください。)に該当する方がいない場合には、保険金をお支払いできません。詳しくは取扱代理店・扱者へお問い合わせください。

※2他人の物でも、預かったり借りている物への損害は補償の対象とはなりません。

注)以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。【個人賠償責任補償等】

注)被保険者が受け取るべき保険金がある場合で、かつ被保険者が亡くなられた場合、保険金の受取人は法定相続人となります。

注)掛金には会費(制度運営費)が含まれています。
 注)補償プランの各補償項目に「—」と記載がある場合は、補償の対象外となります。

★2021年4月1日時点で満65歳以上(昭和31年4月1日以前に生まれた方)の場合、補償プラン⑧にはご加入いただけません。

*「就労」には、就労移行支援および就労継続支援A・B型を含みます。